

事業業票 (用山鏡)

第一號様式乙

第 一 號
道府縣郡
市區町村名
上之二欄は
市區町村長
之を記入す

備考	一、鏡山名		二、鏡山の所在地		三、事業の種類		四、労働者現在数		五、一日の所定労働時間	六、一日の所定休憩時間	七、一箇月の所定休業日数	八、賃類及賃額		九、賃額		十、賃額		十一、賃額		十二、賃額		十三、賃額		十四、賃額		十五、賃額		十六、賃額		十七、賃額		十八、賃額		十九、賃額		二十、賃額		二十一、賃額		二十二、賃額		二十三、賃額		二十四、賃額		二十五、賃額		二十六、賃額		二十七、賃額		二十八、賃額		二十九、賃額		三十、賃額		三十一、賃額		三十二、賃額		三十三、賃額		三十四、賃額		三十五、賃額		三十六、賃額		三十七、賃額		三十八、賃額		三十九、賃額		四十、賃額		四十一、賃額		四十二、賃額		四十三、賃額		四十四、賃額		四十五、賃額		四十六、賃額		四十七、賃額		四十八、賃額		四十九、賃額		五十、賃額		五十一、賃額		五十二、賃額		五十三、賃額		五十四、賃額		五十五、賃額		五十六、賃額		五十七、賃額		五十八、賃額		五十九、賃額		六十、賃額		六十一、賃額		六十二、賃額		六十三、賃額		六十四、賃額		六十五、賃額		六十六、賃額		六十七、賃額		六十八、賃額		六十九、賃額		七十、賃額		七十一、賃額		七十二、賃額		七十三、賃額		七十四、賃額		七十五、賃額		七十六、賃額		七十七、賃額		七十八、賃額		七十九、賃額		八十、賃額		八十一、賃額		八十二、賃額		八十三、賃額		八十四、賃額		八十五、賃額		八十六、賃額		八十七、賃額		八十八、賃額		八十九、賃額		九十、賃額		九十一、賃額		九十二、賃額		九十三、賃額		九十四、賃額		九十五、賃額		九十六、賃額		九十七、賃額		九十八、賃額		九十九、賃額		一百、賃額	
----	-------	--	----------	--	---------	--	----------	--	-------------	-------------	--------------	---------	--	------	--	------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	-------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	-------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	-------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	-------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	-------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	-------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	-------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	-------	--

右之通相違無之候也

事業主

名 氏

捺 印

(んせりとりき)

本表は事業主之を記入し署名又は捺印すること

- 一、鏡山の名稱又は商號を書き入れ、名稱又は商號なきものは鏡山主の氏名を書き入れること。
- 二、鏡山の在る所の道、府、縣、郡、市、區、町、村の名を書き入れること。
- 三、鏡山で經營する事業を成るべく詳しく書き入れること。
- 四、鏡山に併用する一切の労働者数を書き入れ、調査當日缺勤せる者も算入すること。
- 五、休憩時間を除きたる所定の労働時間を書き入れ、若し時期に依り又は労働者に依り所定時間の異なる場合はそれ／＼其の時期、職名及時間を上欄内の餘白に書き入れること。
- 六、所定の休憩時間を書き入れ、若し時期に依り又は労働者に依り所定時間の異なる場合はそれ／＼其の時期、職名及時間を上欄内の餘白に書き入れること。
- 七、九月中の所定の休業の日数を書き入れ、若し時期に依り、又は労働者に依り所定日数の異なる場合はそれ／＼時期、職名及日数を上欄内の餘白に書き入れること。
- 八、賃物給與の種類及賃額の欄には左の區別により書き入れること、但し労働者以外に給與して居る賃物は凡て計算より除くこと。
 - (一) 購入費又は評價家賃月額の内
 - (イ) 賄の欄には買入れた米、菜、魚、肉、野菜等の賄材料費、薪炭、其の他の燃料費、炊事費等の合計九月分月割額を書き入れること、但し鏡山で直營せず、他事業等の合計九月分月割額を書き入れること。
 - (ロ) 米穀の欄には賃物で労働者に渡した米穀の購入代金九月分月割額を書き入れること。
 - (二) 被服の欄には最近一箇年間に給與した被服の購入代金九月分月割額を書き入れること。
 - (三) 寄宿舍と住宅の欄には九月分の評價家賃を書き入れること。
 - (四) 徴収月額の欄には給與した者から取立てた金銭をそれ／＼以下五箇に書き入れ、若し金銭を取らぬときは斜線を引くこと。
 - (五) 給與人員の欄には賄、米穀、被服等を給與した人員をそれ／＼各欄に書き入れ、寄宿舍については徴収して居る人員住宅に付いては貸與して居る人員を書き入れること。

備考欄には特別休業、繰業短縮、作業時間延長等作業上に影響する特殊の事情があるときは其事情を略記すること。